

神戸市内の介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所対象

介護及び福祉・介護職員等処遇改善加算等 新規取得・ランクアップ専門家個別相談のご案内

相談支援期間

令和6年10月1日（火）～ 令和7年3月28日（金）まで

先着100事業所（高齢）・30事業所（障害）

相談回数：**1事業所2回まで**

時間：**1相談あたり2時間程度**

**業界での支援実績が豊富な専門家（社労士等）が、
以下のような事例に対応いたします**

- ・ 新規取得するために何をしたらいいのか
- ・ 誰にどう配分するのか
- ・ 職場環境等要件の取組み内容
- ・ 就業規則、賃金規程の変更、定期昇給の仕組みづくり
- ・ 令和7年度に向けて整える要件や内容について

※ 令和7年度以降の職場環境等要件への対応

※ 新しい処遇改善加算計画書の記載について など

※ 取り組みにはお時間がかかりますので、お早目にご準備ください。
申込が込み合う時期はご相談がお受けできない場合がございます。
あらかじめご了承ください。

※ 相談をご希望の方は裏面の「申込書」に必要事項を記入の上、
FAXもしくはE-mailにてご送付ください

お問い合わせ先



公益財団法人 介護労働安定センター 兵庫支部

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通2丁目2-10 one knot trades BLD8F

T E L : 078-242-5321 F A X : 078-242-5322

Mail : hyogo@kaigo-center.or.jp 担当：森山 坂井

FAX : 078-242-5322

神戸市内

の加算算定事業所対象

Mail : hyogo@kaigo-center.or.jp

※ FAXでお申込みの場合は、本紙にご記載後送信してください。

記入日 令和 年 月 日

※ 神戸市内の介護保険・障害福祉サービス事業所で、加算算定対象事業所のみ

法人名			
事業所名			
サービス種別	(例：訪問 通所 小多規 特養 老健 サ高住 放デイ 就労B等)		
住所	〒		
申込者名		代表者名	
TEL		FAX	
オンライン相談希望 ※ メールアドレス	※オンライン相談のURLを送信しますので必ずご記入ください @		
現行加算算区分に○	未取得	I	II III IV V ()
項目	具体的な相談内容 (該当する□にチェックをしてください)		
職場環境要件	<input type="checkbox"/> 資質の向上 <input type="checkbox"/> 職場環境・処遇の改善	<input type="checkbox"/> その他 ()	
キャリアパス要件	<input type="checkbox"/> 制度内容 <input type="checkbox"/> 算定要件	<input type="checkbox"/> その他 ()	
労務関係	<input type="checkbox"/> 就業規則の改訂 <input type="checkbox"/> 賃金既定の改訂	<input type="checkbox"/> その他 ()	
月額賃金改善要件	<input type="checkbox"/> 要件 I <input type="checkbox"/> 要件 II	<input type="checkbox"/> その他 ()	
その他具体的に			
相談ご希望日 ※ ご希望に添えない場合もあります			
同意事項	下に記載の「オンライン相談における禁止事項及び注意事項」をご確認、ご了承のうえお申込みください。右欄にチェックをお願いします。 (※ 同意いただけない場合は、オンラインでの対応はできません)		<input type="checkbox"/> 同意する

<オンライン相談における禁止事項及び注意事項> ※ お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆ 禁止事項 ◆

- オンライン相談のURLとパスワード等の第三者への転用、貸与、SNS上への掲載。
- オンライン相談における著作権を侵害する行為を行うこと。
- オンライン相談の録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆ 注意事項 ◆

- オンライン相談の視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
- オンライン相談に必要な機材や通信費は事業者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
- オンライン相談の際、事業所様におかれましても使用するPC等のセキュリティ対策は行っていただくようお願いいたします。事業所様にセキュリティ対策が講じられていないことが原因で、PCウイルスに感染するなどして損害が発生した場合、当該事業者様にも一定の賠償賠償責任を負っていただくことがあります。